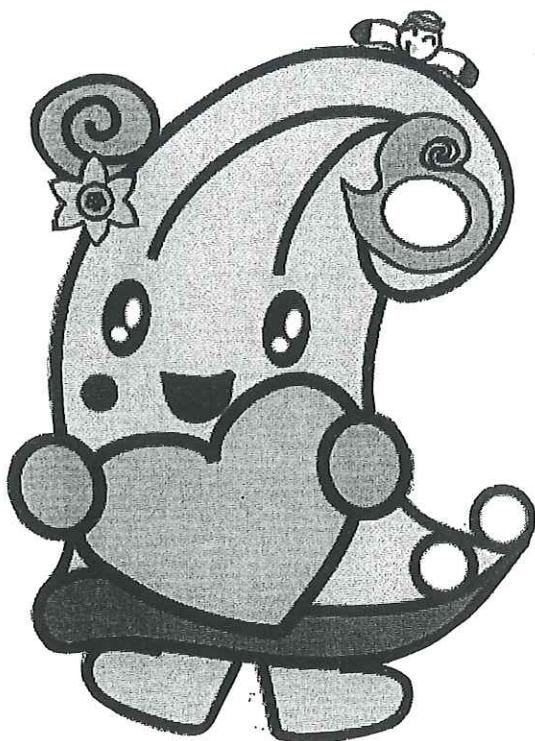


第4期地域福祉実践計画

(平成30年度～平成35年度)



平成30年3月

社会福祉法人せたな町社会福祉協議会

目 次

I. 「第4期地域福祉実践計画」策定にあたって	1
II. 社協のめざす地域福祉	3
III. 基本理念・目標・関連組織	5
社協の現状と課題	6
基本目標 1	8
基本目標 2	10
基本目標 3	12
基本目標 4	14
基本目標 5	16
第4期地域福祉実践計画策定までの経過及び評価	18

～はじめに～

我が国の福祉を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少とともに超高齢化社会の到来、社会福祉に関する住民意識の価値観が多様化する中で福祉課題や生活課題における格差社会のあり方が問われています。

北海道においても少子高齢社会の進行とともに相互扶助機能の低下により、人間関係の希薄化が生じ、ひきこもりや無縁社会の顕在化、コミュニティ機能の弱体化など極めて厳しい時代に直面しています。

本町では、平成29年10月末、高齢化率が44.1%に達し、せたな町地域福祉計画の基本理念である「誰もが安心して健やかに暮らせる町」をめざし、地域で支え合う取り組みが重要となっています。

当社協は、平成17年9月法人設立以来、その時代の福祉ニーズに沿って、住民、行政、関係機関、ボランティア、福祉団体、町内会などと連携し、事業を展開して参りました。

今回の策定に当たっては、行政が策定した「せたな町地域福祉計画」と連携、社協理事・評議員などのご意見を頂いて、地域福祉を担う中核団体として社協の存在感を促し、福祉活動の原点であるボランティア団体や地域住民との支え合いの仕組みづくりを構築・協働しながら地域において自発的に活動を進めるとともに、基本理念を柱として5つの基本目標を掲げ、「第4期地域福祉実践計画」を策定しました。

今後とも、住民皆様をはじめせたな町並びに関係機関、福祉関係団体等の多くの方々のご理解とご支援・ご協力を賜りますよう心からお願い申しあげます。

平成30年3月

社会福祉法人 せたな町社会福祉協議会
会長 内田 親秀

I 「第4期地域福祉実践計画」策定にあたって

1. 地域福祉実践計画とは

「地域福祉実践計画」は、社会福祉協議会が地域福祉の推進及び実践する中核団体として、様々な課題に対する今後の活動方針を定め、町民・ボランティア、福祉団体などと協働をもとに実践する具体的な行動をするための指針です。

福祉を取り巻く課題や生活課題に対応するため「第4期地域福祉実践計画(平成30年～平成35年)（以下「第4期計画」という。）」がスタートします。

2. 計画策定の背景

☆第3期地域福祉実践計画（平成17年度～平成19年度）

少子高齢化が進行する中、人口減少に歯止めが掛からない現状で、景気・所得の低迷の影響から町民生活に様々な課題が生じています。

特に、地域福祉を支える担い手の不足や地域でのつながりの希薄化などにより住民・行政・関係機関が連携しながら地域の福祉力を高揚していくことがこれまで以上に重要となってきています。

平成12年に改正された社会福祉法では、地域社会のあり方として地域住民同士の互いの支え合い、助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が明記され、さらに、平成29年の改正で、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が地域生活課題を把握し、地域住民同士や関係機関との連携等によりその解決を図ることが明記されました。

このようなことから、これまでの実践状況を検証し、これを更に継承・発展させ「誰もが安心して健やかに暮らせるせたな町」をめざすのが第4期計画です。

3. 計画策定の趣旨

住民誰もが人として尊重され、地域の一員として認知されながらまわりが支え合い、笑顔で住み慣れた地域で安心して暮らせることを望んでいます。

しかし、現実には、ひとり暮らしの高齢者世帯・身体の不自由な人・ひきこもりの人・高齢者や児童への虐待・高齢者の孤独死などの問題も顕在化しています。

一方、地域には支え合いの心をもったボランティアさんや様々な知識や経験をもった方々もたくさんいます。こうした地域の人々が住みよい町づくりをめざし解決していく、地域のネットワークづくりに向けた地域の福祉活動が求められています。

第4期計画を策定する趣旨は、「誰もが安心して健やかに暮らせる町」づくりをめざすことを目的とした、地域福祉を実践するための指針です。

4. 「せたな町地域福祉計画」との位置づけ

せたな町が策定する地域福祉計画は、社会福祉法に規定された新しい福祉の理念を具現化させるための基盤を整備する地域福祉推進の総合計画です。

一方、社協が策定する地域福祉実践計画は、民間の地域福祉活動の行動計画と社協の基盤強化計画という2方面から策定し町の地域福祉と連携します。

従って、行政と社協は、対象とする分野の設定の仕方や解決の手法で異なる面もありますが、地域福祉の町づくりをめざす観点は相当の分野で協働します。

社協の活動指針である実践計画は、町内における福祉課題を共有し、内容の整合性を図りながら町と社協が連携し、協働で役割を分担し効率的に地域の福祉を推進します。

5. 計画期間

第4期計画 平成30年度～平成35年度までの6年間とします。

II 社協のめざす地域福祉

1. 社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会は、社会福祉法（第109条）に基づき設置された地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の社会福祉法人で、全国の市町村・都道府県に設置されています。

地域での生活する住民をはじめ、行政、ボランティア、福祉団体、関係機関など参加と協力のもと、地域の人々が安心して暮らせる福祉の町づくりをめざし、各種福祉サービスの提供や相談活動、福祉団体活動の支援、ボランティア活動の支援など社協がめざす様々な福祉活動を促し、推進して参ります。

2. 地域福祉の推進とは

地域福祉とは「地域で暮らすあらゆる人たちが、地域社会の一員として参加し、自分らしく生きる地域社会をつくる」ための地域全体での取り組みです。

生活には、様々な課題がありますが、その課題の解決に向けて、自らが積極的に取り組むことを地域福祉の推進といいます。

3. せたな町社協の概要・組織体制

◆設立（新設合併）

平成17年9月1日 法人設立

（旧北檜山町社協・旧大成町社協・旧瀬棚町社協）

◆事務所

（本 所）せたな町北檜山区北檜山91-2

（大成支所）せたな町大成区都425

（瀬棚支所）せたな町瀬棚区本町948-7

◆理事会 10名

（会 長 1名 副会長 2名 理 事 7名）

◆評議員会 20名
◆監事 2名

◆事務局職員

(本所)

事務局長 1名・次長 1名・主事 1名・臨時職員 1名
(大成支所)

支所長 1名・臨時職員 2名

(瀬棚支所)

支所長 1名・臨時職員 2名

◇ 社協の業務執行の意思決定は、理事がその責任を持ち、評議員が組織の議決機関として位置づけられています。社協の理事、評議員は、地域住民や社会福祉施設・団体、ボランティア団体など地域福祉を進める様々な人たちが集まり、地域福祉の方向性や社協の基本方針などを協議、決定する重要な役割を担っています。

◇ 当社協の実施する事業は、次の3部門分けられます。

1. 法人運営部門

事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織管理

2. 地域福祉活動推進部門

住民参加による地域福祉の推進、福祉のまちづくり推進、ボランティア活動の推進、町民活動の推進

3. 福祉サービス支援部門

福祉サービス利用に向けた支援

III 基本理念・目標・関連組織

第4期計画を実効性のあるものとしていくため、社協理事会において事業の実施状況を点検・評価をし、評議員会に諮り適宜見直しを行います。

◆基本理念

「誰もが安心して健やかに暮らせる町」

◆基本目標

1. 「地域ぐるみのボランティアで交流のある地域づくり」
2. 「住民同士支えあい安心して生活できる地域づくり」
3. 「安心して生活できる環境の地域づくり」
4. 「誰もが気軽に相談できる地域づくり」
5. 「社協体制強化のための組織づくり」

◆社協の主な関連組織

- ・せたな町ボランティアセンター
- ・北檜山奉仕協団体連絡協議会
- ・せたな町認知症になっても安心して住める地域をつくる会
- ・せたな町身体障害者福祉協会
- ・北檜山区老人クラブ連合会
- ・大成区老人クラブ連合会
- ・瀬棚区老人クラブ連合会
- ・せたな町母子寡婦会
- ・せたな町手をつなぐ親の会
- ・愛のふれあい訪問友の会

●社協の現状と課題

平成17年9月の合併後、社会福祉法に1町1社協という定めのもと当町においては、社協は1社協ではありますが1本所・2支所という旧町に社協を設立している現状です。組織体制の強化、運営基盤の充実を今後より一層図ることが求められています。

一方、住民意識は、世代間格差や福祉ニーズの多様化はあるものの旧社協からの事業の継続を望んでいる傾向にあり、社協としても日常生活自立支援事業、大成区有償ボランティア支援事業などの新規事業には取り組んでいるものの、各地域の事業を継承している現状にあります。

一体的に福祉サービスの提供を進めるためには、地理的な問題等から行政や地域関係者、福祉団体との連携が必要となり、難しい面もありますが、更に地域に開かれた社協づくりが求められています。

子供から高齢者、障害者が安心して生活できる地域づくりを進めるためせたな町地域福祉計画と連携し、地域福祉の推進に努めることが重要であります。

基本理念	誰もが共に安心して健やかに暮らせる町
------	--------------------

基 本 目 標	推 進 項 目
1. 地域ぐるみのボランティアで交流のある地域づくり	1. ボランティアの学習機会の充実 2. 福祉のまちづくりを担う人材の発掘・育成 3. 社会参加の促進と生きがいづくり
2. 住民同士支えあい安心して生活できる地域づくり	1. 介護を考える機会の提供と共助による支援体制 2. 福祉サービスの充実
3. 安心して生活できる環境の地域づくり	1. 余生について考える機会の提供 2. 防災体制の充実 3. 防犯対策の推進
4. 誰もが気軽に相談できる地域づくり	1. 総合相談体制の充実 2. 権利擁護への支援 3. 生活困窮者への支援
5. 社協体制強化のための組織づくり	1. 社協組織の住民理解の推進 2. 社協財源の安定確保の構築 3. 組織運営の推進 4. 役職員及び事務局体制の強化

基本目標 1 地域ぐるみのボランティアで交流のある地域づくり

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画				
		30	31	32	33	34
活動の担い手の育成と住民同士のネットワークづくり						
1 ボランティアの学習機会の充実						
1)ボランティアセンターと連絡委員会との連携事業の充実を図ります。	ボランティアセンターと連絡委員会との連携により、事業の充実を図ります。	○	○	○	○	○
2)ボランティア活動・団体との連携強化	ボランティア団体及び個人登録者等の拡大を図るために、連携を強化します。	○	○	○	○	○
3)学童・生徒ボランティア活動普及推進	保育所・小中学校に対して、ボランティア活動普及のため助成し、推進に努めます。	○	○	○	○	○
4)ボランティア指定校の推進	町内のボランティア指定校について、共同募金等を通して協力を依頼し、ボランティア教育の充実に努めます。	○	○	○	○	○
5)ボランティア活動に関する情報提供・相談受付各種団体からの情報提供 茶話会での情報提供・収集	各団体からボランティア活動に関する情報を交換します。 茶話会などでボランティア活動に関する情報の収集を図ります。	○	○	○	○	○
6)ボランティアセンターの充実	ボランティアの発掘・育成 ボランティアの養成研修・講座の実施 ボランティア活動リーダーの養成	ボランティアの担い手の発掘、育成を行います。 ボランティアの資質向上、人材の発掘、育成のため養成研修会、講座を実施します。 ボランティア活動のリーダー養成講座に参加し、育成を図ります。	○	○	○	○
	ボランティア活動プログラムの開発・実施 ボランティアコーディネータの専任化 「ボランティアセンター」だよりの定期発行	ボランティア活動のプログラム開発を関係者を通じて学びます。 ボランティアコーディネータを専任化するため、正規職員として採用いたします。 ボランセンだよりを定期的に発行し、内容の充実を図ります。	○	○	○	○

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画					
		30	31	32	33	34	35
2 福祉のまちづくりを担う人材の発掘							
1) 地域におけるキーパーソンの確保・育成 地域福祉がランティアの発掘・育成	担い手意識の醸成と資質の向上を図り、人材の発掘、育成に努めます。	○	○	○	○	○	○
2) 福祉サービス担い手の養成	担い手の養成のため、研修会、講習会を通じ、育成に努めます。 ホームヘルパー養成のため講座開設に会場等を提供します。 認知症高齢者介護教室の開催に、助成をします。 町内の福祉従事者が安心して働く場所への相談・支援に努めます。	○	○	○	○	○	○
ボランティア養成研修・講習	ホームヘルパー養成講座 認知症高齢者介護教室 人材バンクの登録・斡旋						
3 社会参加の促進と生きがいづくり							
1) 老人クラブ活動の促進及び助成	組織の運営、活動の促進を図り、助成を行います。	○	○	○	○	○	○
2) 身障者協会活動の促進及び助成	組織の運営、活動の促進を図り、助成を行います。	○	○	○	○	○	○
3) 母子寡婦会活動の促進及び助成	組織の運営、活動の促進を図り、助成を行います。	○	○	○	○	○	○
4) 親と手つなぐ会活動の促進及び助成	組織の運営、活動の促進を図り、助成を行います。	○	○	○	○	○	○
5) 各団体（老人クラブ・身障者協会・母子寡婦会 ・親と手をつなぐ会）事務局の積極的な対応	各団体に対し、今後も事務局対応を積極的に継続します。 ふれあい広場への参加を引き続き促進します。	○	○	○	○	○	○
6) ふれあい広場への参加促進	大会への参加を引き続き促進します。	○	○	○	○	○	○
7) 老人と身障者スポーツ大会への参加促進	赤い羽根募金による大会への参加を促進するとともに 共同募金活動も合せて行います。	○	○	○	○	○	○
8) 社協主催パークゴルフ大会への参加促進	赤い羽根による助成の継続と交流会の支援を行います。	○	○	○	○	○	○
9) シニア生きがいカラオケ交流会の支援及び助成	いきいきクラブ活動への支援を継続して行います。	○	○	○	○	○	○
10) いきいきクラブ（パソコン教室・雀グラブ への支援	サロン事業への参加促進と支援を引き続き行います。	○	○	○	○	○	○
11) サロン事業への参加促進・支援	「輪」に対し、支援体制を継続します。	○	○	○	○	○	○
12) 有償ボランティア「輪」への支援							

基本目標 2 住民同士支えあい安心して生活できる地域づくり

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画					
		30	31	32	33	34	35
支援の役割分担と住民同士の支えあい体制づくり							
1)介護を考える機会の提供と共助による支援体制							
1)特別養護老人ホームへの支援	施設訪問を通じて、入居者とふれあいの場を提供します。	○	○	○	○	○	○
2)認知症研修会の開催	認知症予防や日常生活の維持、改善につなげるための専門知識を学ぶ研修会に助成します。	○	○	○	○	○	○
3)認知症サポート養成講座の開催	認知症の方をサポートするため、養成講座の開催に助成します。	○	○	○	○	○	○
2 福祉サービスの充実							
1)独居、高齢者宅訪問サービス	地域住民が要援護者の日常生活を安定的・継続的に支える仕組みづくりに努めます。	○	○	○	○	○	○
2)社会福祉施設入所者訪問	特別養護老人ホームなどの福祉施設を訪問し、入所者との交流を深めます。	○	○	○	○	○	○
3)小地域ネットワーク活動推進事業	地域から支えるだけでなく、地域を支えることも検討します。	○	○	○	○	○	○
4)輪の活動支援	有償ボランティア・「輪」に対し活動の支援を行います。	○	○	○	○	○	○
5)母子家庭等援助活動	自立更生を図るため、各種制度を周知し、各種行事等の支援を行います。	○	○	○	○	○	○
6)母子家庭等就業相談事業	子育てと仕事の両立が図られるよう日常生活に関するこどや健康の保持増進などきめ細かな支援をします。	○	○	○	○	○	○
7)買物支援活動	買物弱者のニーズの把握に努め、外出の機会を提供します。	○	○	○	○	○	○

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画				
		30	31	32	33	34
8)福祉用具貸付事業	車いすなど福祉用具の貸出を随時行います。	○	○	○	○	○
9)子育てサロン事業	他のお母さんと会う機会が少ないので、サロン事業を開き、外出の機会とお母さん同士の友達をつくる機会を手助けします。	○	○	○	○	○
10)除排雪援助事業	除雪や排雪でお困りの方に対し、除雪機及び軽トラックを無償で貸出します。	○	○	○	○	○
11)移動サロン事業（少人数制）	各地区の集会所に集まるのではなく、住民の家を間がりし、4～5人程度でのコミュニケーションを図ります。	○	○	○	○	○
12)高齢者の交通支援事業	運転免許返納者が生活に支障をきたさないように、外出支援の提供をします。	○	○	○	○	○

基本目標3 安心して生活できる環境の地域づくり

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画			
		30	31	32	33
住み替え支援と地域ぐるみの防災体制づくり					
1 余生について考える機会の提供					
1) 生活福祉資金・応急生活資金貸付事業	失業者・低所得者等の自立支援のため、貸付事業を実施します。	○	○	○	○
2) 買物支援活動	買物難民の交通手段の確保と外出の機会を提供します。	○	○	○	○
2 防災体制の充実					
1) 災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアル作成	有事に災害ボランティアセンターを設置し、基本的なマニュアルを作成との連携のもと策定します。	○	○	○	○
2) 災害時の地域ネットワークの構築	災害ボランティア活動には、人的支援・財政支援・物的支援やその他の機関のマンパワー、行政との連携が必要です。そこで、行政側との役割分担等の共通認識の場を持ちます。	○	○	○	○
3) 災害ボランティアコーディネータの養成研修	災害ボランティア活動は、多様化し、核となるコーディネータを配置する必要があることから、養成のための研修会に参加します。	○	○	○	○
4) 初期支援チーム研修会	初期の被害状況把握とボランティニアーズの予測が、必要なことから図上訓練等を行い、活動が適切に行われるよう研修を行れます。	○	○	○	○
5) 防災活動研修会	災害に強いまちづくりをめざし、町内会等を通じ安心・安全な地域活動を推進するため、研修会等を開催します。	○	○	○	○
6) 町内会防災訓練	行政、関係機関、町内会を通じ、防災の備えの現状や課題を考える機会を設け、住民との連携の重要性を共有できるよう努めます。また、訓練を通して防災マップの作成づくりに努めます。	○	○	○	○

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画					
		30	31	32	33	34	35
3 防犯対策の推進							
1) 高齢者に対する防犯対策の啓蒙	老人と身障者スポーツ大会等でせたな警察署による詐欺犯による詐欺犯対策を啓蒙しています。 安全講話などで防犯対策を啓蒙しています。	○	○	○	○	○	○
2) 高齢者に対する振り込め詐欺等の周知	北海道老人クラブ連合会等からの振り込め詐欺や交通安全のリーフレットを高齢者に配布し、防犯の周知徹底を図ります。	○	○	○	○	○	○

基本目標4 誰もが気軽に相談できる地域づくり

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画					
		30	31	32	33	34	35
1 総合相談体制の充実							
1)心配ごと相談所の開設	総合福祉センター内に「心配ごと相談所」を常設してお り、隨時、気軽に心配ごとや社会生活上の相談に応じて必 要な助言、指導を行います。	○	○	○	○	○	○
2)相談機関との連携強化	行政・民生委員等と相談ごとに関し、連携を日頃から 強化します。	○	○	○	○	○	○
3)福祉情報の提供	年4回「社協だより」「明るい社会」(関係機関) を発行 し、社会福祉協議会の活動、ボランティア活動等の紹介によ つて活動の理解を普及していきます。	○	○	○	○	○	○
4)サロン事業の開設	サロン事業の集いの場での、相談環境を推進します。	○	○	○	○	○	○
2 権利擁護への支援							
1)日常生活自立支援事業	金銭管理・福祉サービスの手続き等の支援を行います。	○	○	○	○	○	○
2)各関係機関との連携体制の整備	生活支援員、行政、福祉サービス事業者等、当事者との 連携を図ります。	○	○	○	○	○	○

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画				
		30	31	32	33	34
3) 成年後見制度の地域住民に対する周知	社協だより、パンフレットの配布、研修会等で制度の周知を図ります。	○	○	○	○	○
4) 各相談機関との支援体制の整備	各相談機関と情報等の共有を図り、支援体制を図ります。	○	○	○	○	○
3 生活困窮者への支援						
1) 応急生活資金貸付事業 (町社協貸付事業)	低所得者の生活安定を図るため、社協から貸付事業を継続します。	○	○	○	○	○
2) 生活福祉資金貸付事業 (道社協貸付事業)	他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に対し、資金の貸付相談・支援を行います。	○	○	○	○	○

基本目標 5 社協体制強化のための組織づくり

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画				
		30	31	32	33	34
課題を柔軟に対応するための組織づくり						
1 社協組織の住民理解の推進						
1) 地域福祉実践計画の作成と周知	地域福祉実践計画のダイジェスト版の発行や社協だよりで掲載をします。	○	○	○	○	○
2) 社協だよりの内容の充実	社協だより年4回発行しますが、内容の充実を図ります。	○	○	○	○	○
3) 町内会との連携強化	町内会議への参加をし、連携強化を図り、会費等の周知を図ります。	○	○	○	○	○
4) 財務・法人運営等の情報公開	計算書類・計算関係書類・定款・事業計画書等を随時、本所・支所にて閲覧します。	○	○	○	○	○
5) 法令遵守の徹底	地域住民から信頼されるよう努めます。	○	○	○	○	○
6) 個人情報の保護	法令等に基づき業務上知り得た個人情報について、守秘義務の徹底を図ります。	○	○	○	○	○
2 社協財源の安定確保の構築						
1) 会員会費制度の理解と周知	町内会長及び班長への周知、社協だより等に掲載し、会員会費制度の理解を深めます。	○	○	○	○	○
2) 企業等への社協に対する理解の促進	会費の安定確保のため、企業への理解促進と新規賛助会員の開拓を行います。	○	○	○	○	○
3) 共同募金制度の理解と促進	共同募金委員会の募金活動の支援を行います。	○	○	○	○	○
4) 捐助金及び委託金に対する経費の確保	補助事業及び委託事業への積極的な経費確保に努めます。	○	○	○	○	○
5) その他財源の確保	財源確保のため各種助成事業へ積極的に取り組みます。	○	○	○	○	○

基本目標・推進項目	内 容	年 次 計 画				
		30	31	32	33	34
3 組織運営の促進	道社協との連携により、各種会議及び研修会等の参加を促進します。	<input type="radio"/>				
1)道社協との連携	行政(担当課)との連携を密にし、首長への社協の実情等を報告します。また、社会福祉法人施設長との連携も深めます。	<input type="radio"/>				
2)行政、社会福祉法人、NPO法人との連携	市町村合併社協をはじめ地域の再編状況を十分把握し、近隣の市町村社協と情報を交換し連携を深めます。	<input type="radio"/>				
3)市町村社協との連携						
4 役職員及び事務局体制の強化						
1)役職員の資質向上	役職員の資質向上のため、研修会等への参加を積極的に行います。	<input type="radio"/>				
2)評議員の資質向上	評議員の資質向上のため、研修会等への参加を積極的に行います。	<input type="radio"/>				
3)事務局体制の強化	事業内容、事業規模に即した職員数の確保により体制強化を図ります。	<input type="radio"/>				
4)専門職の確保	社会福祉士、精神保健福祉士及びボランティアコーディネータを常勤職員として確保し、体制の強化を図ります。	<input type="radio"/>				
5)法令遵守の徹底	社協に係る規程等の整備により、法令遵守の徹底を図ります。	<input type="radio"/>				
6)組織風土の把握	職員間同士のコミュニケーション(情報の共有等)状況を把握し、職員の考え方や意識等把握に努め、各区の風土を大切にします。	<input type="radio"/>				

第4期地域福祉実践計画策定までの経過

	日 時	検 討 内 容
理事会	平成 29 年 12 月 19 日 午前 10 時	・第 4 期地域福祉実践計画素案
評議員会	平成 29 年 12 月 25 日 午前 10 時	・第 4 期地域福祉実践計画素案
理事会	平成 30 年 1 月 26 日 午前 10 時	・第 4 期地域福祉実践計画最終案承認
評議員会	平成 30 年 2 月 2 日 午前 10 時	・第 4 期地域福祉実践計画最終案承認

開催場所：いづれも北檜山総合福祉センター

第4期地域福祉実践計画事業内容の見直し

実践計画の事業内容の修正・追加等については、毎年 5 月～6 月開催の理事会・評議員会において協議の上、見直しを行います。

第4期地域福祉実践計画の評価

平成 31 年以降、毎年 5 月～6 月開催の理事会・評議員会において評価を行うこととしています。

(5)

(6)

第4期地域福祉実践計画

発 行 平成30年3月

社会福祉法人せたな町社会福祉協議会

049-4501

北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山91番地2

TEL 0137-84-4600 FAX 0137-84-4699

http://www13.plala.or.jp/k-shakyo/index_html/